

## 非破壊試験技術者の資格証明書とは

非破壊試験技術者の資格証明書とは免許証ではありません。

『免許証』とは政府および官公庁が発行する許可証を主に指します。(例 運転免許、医師免許等)

これに対し当協会が発行している資格証明書は、『適格性証明書』に相当します。※1

当協会が発行している資格証明書はNDT方法※2ごとにレベル1、2、3と技術レベルに応じて3段階に区分けしてあり、1→2→3と数字が大きくなるほど該当NDT方法に対する技術レベルが高くなります。それぞれの資格レベルについては下段に記します。ただし、前述でも説明しましたが当協会の資格証明書は免許証ではありませんので、資格証明書を所有していることで、該当の仕事をしていても良い、してはいけないということではありません。業務を行うにあたって資格証明書が必要か否かは、顧客との契約や都道府県等の施工条例や他の規則等に従うことになります。仕事を受注される際は各自にて発注先に確認を行ってください。

※1 適格性証明書：認証機関が発行する文章であり、記名された者の技術（技能）が、特定の規格類（JIS Z 2305:2001, JIS Z 2305:2013, NDIS 0604, NDIS 0605）に基づく適格性を持っていることについて、十分に信頼できることを示す文章。

※2 限定 NDT 方法については設定レベルが、1 又は 2 までしかないものもあります。

### <参考>JIS Z 2305:2013「6 資格レベル」抜粋

#### 6 資格レベル

##### 6.1 レベル1

6.1.1 レベル1の認証を受けた個人は、指示書に従って、かつ、レベル2又はレベル3技術者の監督の下で、NDTを実施する力量を実証している。雇用主はレベル1技術者に、資格証明書に明記された力量の範囲で、NDT指示書に従って次の項目を実施する許可を与えてもよい。

- a) NDT装置を調整する。
- b) NDTを実施する。
- c) 記載された基準に従ってNDT結果を記録し、分類する。
- d) 結果を報告する。

6.1.2 レベル1の認証を受けた技術者は、使用するNDT方法若しくは技法の選択又はNDT結果の解釈について責任を負ってはならない。

##### 6.2 レベル2

レベル2の認証を受けた個人は、NDT手順書に従ってNDTを実施する力量を実証している。雇用主はレベル2技術者に、資格証明書に明記された力量の範囲で、次の項目を実施する許可を与えてもよい。

- a) 使用するNDT方法に適用するNDT技法を選択する。
- b) NDT方法の適用制限を明確にする。
- c) NDTコード、規格、仕様書及び手順書を、実際の作業条件に適したNDT指示書に書き換える。
- d) 装置の調整及びその検証を行う。
- e) NDTを実施し、監督する。
- f) 適用される規格、コード、仕様書又は手順書に従って結果を解釈し、評価する。
- g) レベル2又はそれより下のレベルの全ての作業を実施し、監督する。
- h) レベル2又はそれより下のレベルの技術者を指導する。
- i) NDT結果を報告する。

##### 6.3 レベル3

6.3.1 レベル3の認証を受けた個人は、認証の対象となるNDT作業の実施及び指示する力量を実証している。レベル3技術者は、次の項目を実証している。

- a) 現行の規格、コード及び仕様書によって結果を評価し、解釈する力量をもっている。
- b) NDT方法の解釈、NDT技法の確立及びほかに判定基準が存在しない場合にはその確立を補佐するために、適用する材料、製造、プロセス及び製品技術についての十分な実技に関する知識をもっている。

c) ほかの NDT 方法に関する一般的な知識に精通している。

**6.3.2** レベル 3 技術者に、資格証明書に明記された力量の範囲で、次の各事項を実施することを許可してもよい。

a) 試験設備、並びに試験センター及びその職員についての全責任を負う。

b) NDT 指示書及び手順書を作成し、編集上及び技術上の精査、並びに妥当性を実証する。

c) 規格、コード、仕様書及び手順書を解釈する。

d) 使用する特定の NDT 方法、手順書及び NDT 指示書を指定する。

e) 全レベルの全ての作業を実施し、監督する。

f) 全レベルの NDT 技術者を指導する。

以上